浦野家通信9月

〒550-0012 大阪市西区立売堀1-9-10 HOWAビル701号 TEL 06-6536-7560 浦野会計事務所 第95号 発行人:所員一同





日ごとに秋の気配を感じる今日この頃、 お変わりありませんでしょうか。 秋風が心地よい季節、どうぞお健やかにお過ごしください。





~9月の予定~



・8月分源泉所得税 住民税の特別徴収税額の納付





30日(月)

- ・7月決算法人の確定申告と納税
- ・1月決算法人の中間申告と納税
- ・1月、4月、10月決算法人の消費税の 3ヶ月ごとの中間申告と納税
 - ・8月分社会保険料納付







ダイレクト納付の活用

ダイレクト納付とは、

事前に税務署に届出等をしておけば、e-Taxを利用して電子申告等または納付情報登録依頼をした後に、簡単な操作で届出をした預貯金口座からの振替により、即時または指定した期日に電子納付することができる手続です。

現在、国税庁では効率化とコスト抑制などの観点により、納付書の事前の送付を取りやめることとしています。この機会にぜひダイレクト納付の利用をご検討ください。



利用可能な税金の種類・・・全ての税目で利用が可能です 手数料・・・不要です

領収書・・・発行されません。e-Taxのメッセージボックスに 完了通知が格納されます

> ダイレクト納付についてのご案内を 担当者から順次行わせていただきます! 不明点があればその際にお問い合わせください!

賃上げ税制の改正が行われました。

令和6年度の税制改正により賃上げ促進税制の改正が行われました。今回は、

中小企業者に対する賃上げ促進税制の改正についてお伝えしたいと思います。

中小企業者向けの賃上げ促進税制とは、青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で、 前年度より給与等の支給額を増加させた場合、その増加額の一部を法人税(個人事業主は所得税)から税額控除でき る制度です。

【対象事業者】

<u>青色申告書を提出する中小企業者等(資本金1億円以下の法人、農業組合等)又は従業員数1,000人以下の個人事</u>業主が対象となります。

【今回の改正点】

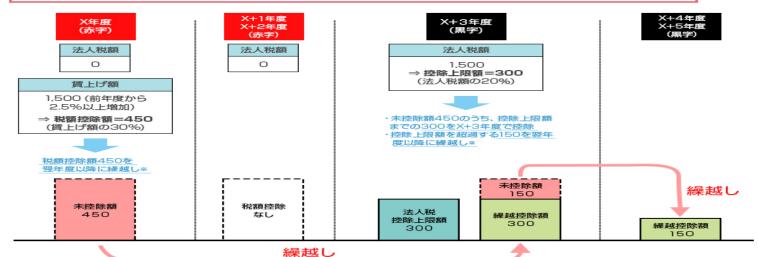
•① 中小企業向けの賃上げ促進税制について、上乗せ措置を見直すことで、最大の税額控除率が<u>40%から45%</u>へ拡大されました。

改正後の税額控除率

全雇用者の給与等支給額	- 税額控除率	教育訓練費	- 税額控除率	両立支援or女性活躍	税額控除率	最大控除率
(前年度比)		(前年度比)				
プラス 1.5%	15%	プラス 5 %	10%	くるみんor	5%	45%
プラス 2.5%	30%		上乗せ	えるぼし二段階目以上取得	上乗せ	45/0

- •当期の税額から控除できなかった額は、
- •5年間の繰越しができることとなりました。繰越控除のイメージ

中小企業は、要件を満たす賃上げを実施した年度に控除しきれなかつた金額の**5年間の繰越し**が可能となりました。



水分補給とともに、ミネラル補給を!

汗をよくかく季節になると、心配なのが塩 分不足です。

塩分の摂りすぎはよくないというのは常識 になっていますが、暑い季節は減塩のしす ぎも考えもの。

減塩に力を入れるよりも、水分補給はもちろんミネラル補給を心がけてみませんか。

一人ひとり身長や体型が違うように、塩分 の必要量も生活スタイルや体質によって一 定ではないはずです。

自分の体調や感覚を感じとりながら、適した塩分の摂取について考えていきたいですね。

😭 十五夜 🗽

お月見とは一般的には旧暦8月15日の「十五夜」をさします。2024年の十五夜は9月17日です。十五夜は秋の美しい月を観賞しながら、秋の収穫に感謝をする行事で「中秋の名月」と呼ばれています。旧暦では7月~9月が秋にあたり、初秋は台風や長雨が続きますが、仲秋は秋晴れも多く空が澄んで月が美しく見えます。また十五夜に月見だんご、すまざまなどの収穫物などを供えるのは、さまざまな物事の結実に対して感謝と祈りを捧げるためで、日本文化の特徴といえます。

47 • N • 47 • N •

また、月の模様を「月でうさぎが餅をついている」と捉えるのは、慈悲の心の象徴であり、月に寄せる思いの深さが感じられます。 ✓